

◇ 自宅から納税証明書の請求が便利！！

➤ 電子納税証明書

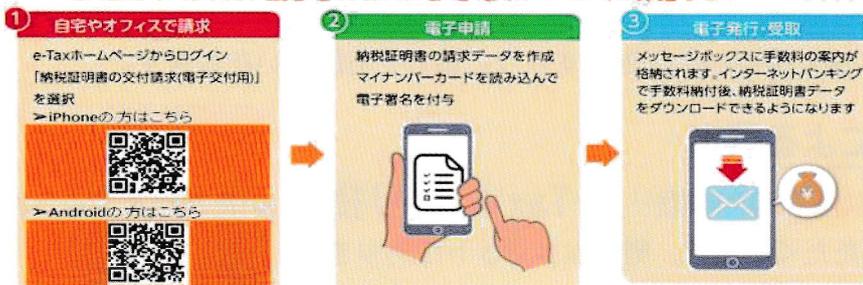
お手持ちのスマホ(下の二次元コードから)やパソコン(「国税庁 電子納税証明書」で検索)を使って請求から受取まで行うことができます。受け取った証明書データ(PDF ファイル)は、そのまま電子証明書として使用でき、また、自宅やコンビニで印刷して書面の証明書としても使用できます。

▶▶ 電子納税証明書のメリット！



- 1 税務署窓口に行かずに、**請求から受取までの**手続きができます！
- 2 **手数料がオトク！**(1税目1年度あたり 370 円)
- 3 有効期限内^(90日)なら、データを**電子納税証明書として何度でも使用**できます！
- 4 有効期限内^(90日)なら、データを**印刷し、書面の納税証明書として何枚でも使用**できます！

……簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ……



➤ オンライン請求

お手持ちのスマホ(右の二次元コードから)やパソコン(「国税庁 納税証明書」で検索)から、事前に請求を行い、郵送又は税務署で書面の納税証明書をスムーズに受け取ることができます。



◇ インボイス制度に関するご案内

インボイス発行事業者の登録をお考えの方は、

令和5年10月の制度開始に向け、**登録申請をお急ぎください！**

➤ インボイス制度説明会

「インボイス制度とは」から「インボイスの記載事項」等まで分かりやすく説明します。是非ご参加ください。

開催日	時間	開催場所	定員	連絡先
5月24日(水)	10時~11時	〒643-0004 湯浅町湯浅2430-77	20名	湯浅税務署 法人課税部門 (ダイヤルイン) 0737-63-5406 ※ 事前予約 は、開催日の 1週間前まで
6月21日(水)	14時~15時	湯浅納税協会 3階 会議室		

➤ 登録要否のご相談

インボイス発行事業者への登録の要否を検討されている方を対象に、個別相談のご予約を受け付けています。

【予約窓口：湯浅税務署 個人課税部門 0737-63-5403】

なお、事前予約されずに個別相談をご希望の方は、ご予約の相談終了後のご案内となりますので、あらかじめご了承ください。



インボイス制度に関する
疑問は、右の二次元コード
からも解決できますので、
是非ご利用ください！！



(お問合せ先：湯浅税務署)

農家の皆様へ

回覧

令和5年度 有田市援農者宿舎改修事業のご案内!

有田市では、農家が雇用する援農者(季節労働者)の宿泊場所とするために住宅、倉庫等を改修する工事に対し、その経費の一部を補助します。

最大40万円の補助が受けられます!(5名程度)

改修物件により補助率が変わります【上限40万円】

申請受付期間：令和5年5月8日(月)～6月2日(金) 午後5時

申請受付場所：有田市役所 有田みかん課

重要

予算額を超える申請があった場合は、抽選とさせていただきます。

※抽選日:令和5年6月3日(土) 午前10時から

抽選場所:有田市役所3階会議室

- 申請できる方は、有田市に住所があり、かつ農業を営み、一定要件を満たした認定農業者等です。
- 令和5年6月2日時点の申請が予算額に達しない場合は、予算額に達するまで随時申請を受け付けます。

◇補助対象者◇

次に掲げる条件をすべて満たす方が申請できます

- 援農者(季節労働者)を宿泊させるために、改修工事を行う者
 - 認定農業者として認定されている農業者等
 - 市税を滞納していないこと。
 - 持ち家住宅等の場合、所有者もしくはその親族。
 - 借家等の場合、賃借を受けている方、もしくはその親族。
 - ご家族を含め、暴力団員等でない方。
- ※所有者本人以外の方の申請は、所有者の同意が必要です。

◇補助対象工事◇

次に掲げるすべてを満たす工事

- 援農者(季節労働者)の宿泊場所とするために行う改修工事
- 市内に事務所などがある法人や、市内に住所を有する個人事業者において、1年以上継続して営んでいる施工業者が実施すること。
- 補助対象となる工事費(消費税を除く)が10万円以上であること。
- 補助金の交付決定後に契約、着工し、令和6年3月29日までに工事完了報告書の提出が出来る工事であること。

◇補助率・補助限度額◇

- 補助率
空き家(賃借、自己所有)の場合、工事費用(消費税別)の2/3以内
自己所有の住宅、倉庫等の場合、工事費用(消費税別)の1/2以内
(千円未満の端数は切捨てとします。)
- ただし、補助額の上限は40万円とする。

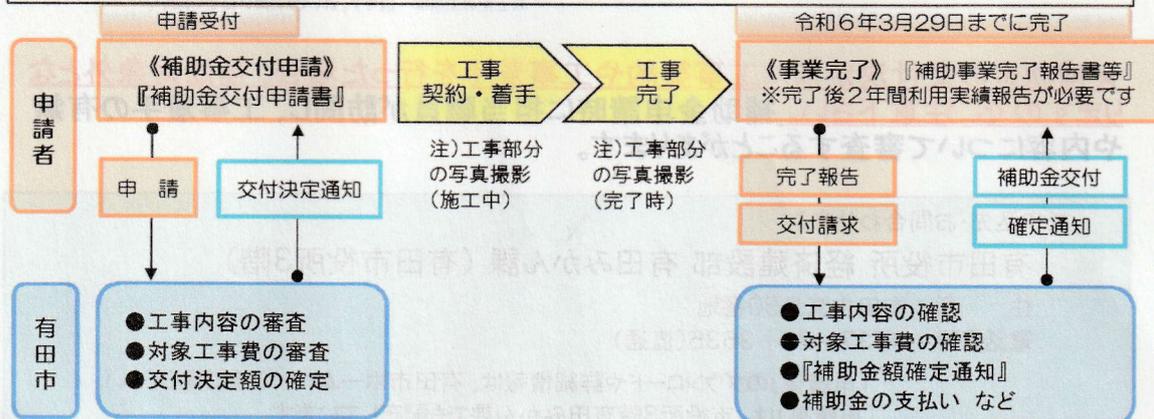
◇補助対象住宅等◇

- 空き家(賃貸契約を結んでいる空き家、農家が所有する空き家)
- 農家が所有する住宅、倉庫、車庫、納屋等

◇その他◇

- 補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合は、補助対象となりません。
- 補助金の交付申請は、一戸の建造物につき1回限りです。

◇補助事業申請の流れ◇



※裏面も必ずご確認ください

◇申請等に必要書類◇

補助金交付申請

●補助金交付申請書【様式第1号】

《添付書類》

- 1 誓約書兼同意書【様式第2号】
- 2 空き家、住宅・倉庫等の位置図
- 3 改修工事の見積書の写し(内訳明細付き)
- 4 改修工事着工前の現況を明らかにする写真
- 5 改修工事の内容を明らかにする図面(対象箇所を明示)
- 6 施工業者を確認できる書類【施工業者要件証明書】
- 7 空き家等所有者の同意書
(申請者と住宅の所有者が異なる場合または共有の場合)
- 8 債権者登録申請書(既に登録のある方は不要です)
- 9 暴力団排除誓約書
- 10 賃貸借等に関する契約書(賃貸している空き家の場合)
- 11 その他市長が必要と認めるもの

事業完了報告

●補助事業完了報告書【様式第9号】

《添付書類》

- 1 工事契約書(契約又は請け書の写し)
※有田市内の事業所で契約できる業者に限る
- 2 工事代金請求明細書及び領収書の写し
- 3 工事写真(施工中・完成後)
- 4 その他市長が必要と認めるもの

◇重複補助ができない他の補助制度等◇

下記の補助制度等を利用する方は、補助対象工事費からその金額を除きます。

- ①有田市高齢者居宅改修補助事業(高齢介護課)
- ②有田市移住推進空き家・空き地活用補助事業(経営企画課)
- ③有田市住宅リフォーム工事費補助事業(都市整備課)
- ④その他(雪害などによる損害保険等による補償など)

◇補助対象工事等の一例◇

凡例) ○:補助対象 ×:補助対象外 △:条件により補助対象

対象	改修工事等の内容
○	瓦の修理、屋根の葺替、屋根塗装、防水、雨どい修理
○	外壁材張り替え、タイル、外壁塗装、左官、大工工事
○	床張替え、壁クロス貼替え、手すり、段差解消
○	システムキッチン、風呂、洋式便器、ウォシュレット、洗面化粧台、エコキュートなどの設置工事
○	天井、壁、床の断熱、防音工事
○	サッシ、ドア、窓ガラスなどの設置工事
○	間取り変更工事
○	襖、障子の張替え、畳の表替え・取替え工事
○	造り付け家具の新設、補修
○	改修に伴う電気設備工事 照明器具、コンセントやスイッチ取付け、配線工事など
○	改修に伴う機械設備工事 配管工事、換気扇、給湯設備機器の設置など
×	新築、増築、改築、解体工事、コンテナハウス
×	住居部分以外に行う工事 店舗、事務所、ウッドデッキ、カーポートなど
×	外構工事 門扉、フェンス、塀、テラス、擁壁、舗装、屋外給排水工事など
×	耐震改修工事 有田市住宅耐震改修等事業をご活用下さい
×	合併浄化槽工事 有田市合併浄化槽設置整備事業補助金をご活用下さい
×	造園工事、植栽、剪定、花壇、芝張り工事など
×	家電製品購入及び備品 冷暖房機器、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、AV機器、その他移動可能な電化製品、カーテン、ブラインド、家具、食器棚など
×	改修以外の工事など シロアリ駆除、防蟻処理、インターネットなどの配線工事 アンテナ、ハウスクリーニング、排水管清掃、下水道への接続工事、太陽光発電システム、図面・書類作成費など
△	その他(個別審査による)

※上記の工事は一例です。詳しくはお問い合わせください。

★補助金の交付決定前に工事契約や工事着手を行った場合、補助対象外となりますのでご注意ください。補助金申請時に担当職員が訪問し、工事着手の有無や内容について審査することがあります。

<申込先・お問合わせ先>

有田市役所 経済建設部 有田みかん課 (有田市役所3階)

住 所: 有田市箕島50番地

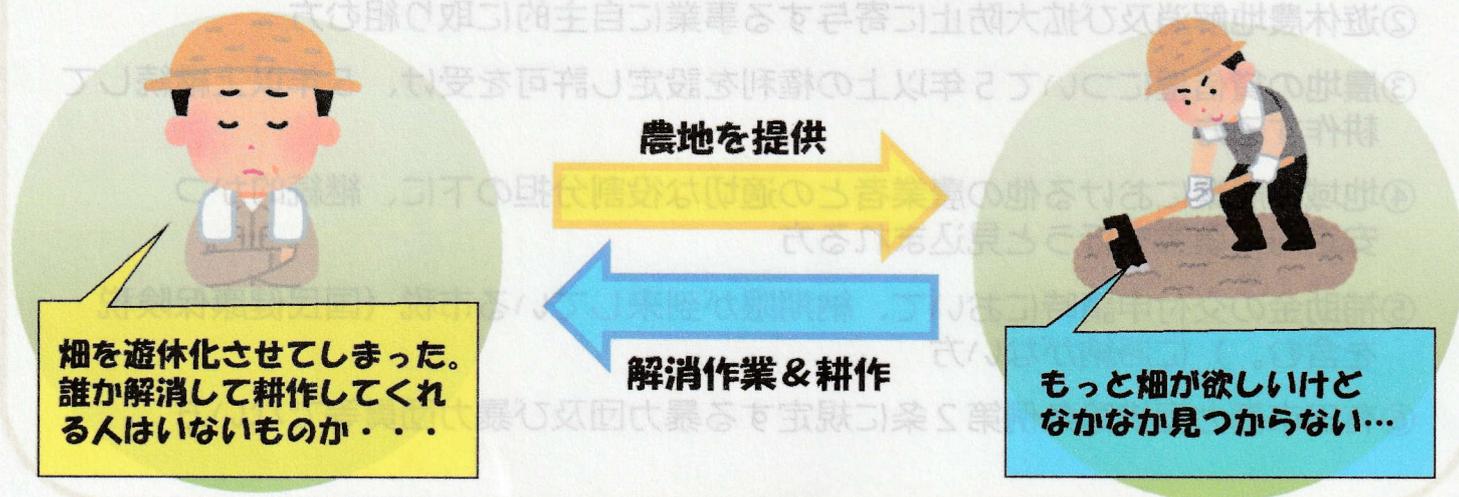
電話番号: 0737-22-3635(直通)

「申請書」のダウンロードや詳細情報は、有田市ホームページをご覧ください。
「申請書」は、市役所3階有田みかん課でも配布しています。

R5年度
新事業

有田市遊休農地解消支援事業

遊休農地を借り受けて解消(草刈り等)し、耕作する方に対し、解消に係る費用を一部助成します！



双方のお悩みを一挙に解決できます！

事業の流れ

①市に相談

②農地の貸借

③申請

④解消作業

⑤交付

補助額

1aにつき1万円 (最大50万円)

申請期間

令和5年5月20日～ 申請を受け付けます。

農地をお探しの方、遊休化した農地の管理を任せたい方は一度有田みかん課へご相談ください。

要件等は裏面をご確認ください→

お問い合わせ

有田市役所 有田みかん課 TEL0737-22-3635

R5年度
新事業

有田市遊休農地解消支援事業

補助対象となる方

- ①市内に住所を有し、遊休農地を耕作する意思のある方
- ②遊休農地解消及び拡大防止に寄与する事業に自主的に取り組む方
- ③農地の貸借権について5年以上の権利を設定し許可を受け、5年以上継続して耕作する方
- ④地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に事業を行うと見込まれる方
- ⑤補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税（国民健康保険税を含む。）に滞納がない方
- ⑥有田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員等でない方

補助対象となる農地

- ①有田市内の農地
- ②農業経営基盤強化促進法第4条又は農地法第3条の規定に基づき、貸借権（同一の当事者間で繰り返し行われたものを除く。）が設定されている農地
- ③公簿面積が5a以上の農地
- ④中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金の交付対象ではない農地
- ⑤本事業と同様の国、県事業にて補助金が交付されていない農地

あわせてご検討ください！

和歌山版遊休農地リフォーム加速化事業

★県の事業で同様の事業があります。

要件や補助率、申請の手続き等に違いがありますので、詳しくは、有田みかん課にお問い合わせください！